

行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、町の事務執行が法令等の規定に従って適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿って監査を実施するものである。

2 監査のテーマ

別海町ふるさと応援制度（ふるさと寄附及びふるさと応援制度推進事業）について

3 監査の目的

本町における「ふるさと応援制度」に係る事務事業等が適切に実施されているか監査を実施した。

4 監査の方法

監査を行うにあたり、令和5年度に実施した事業に関わる関係書類の提出を求め、事前審査を行った。事前審査に基づき、関係書類に対する疑義について、所管部署と対面により内容確認を行った。

5 監査の対象部署

総務部総合政策課

6 監査の期間

事前審査 令和6年4月15日から18日

本審査 令和6年4月24日

本審査後の追加確認 令和6年5月9日

7 監査の着眼点

- (1) システム利用契約、指定代理納付者による歳入の納付に関する契約及び処理契約について契約先の選定手続きが適正に行われているか。
- (2) 契約等の締結は適正に行われているか。
- (3) 契約書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 契約内容が適正に実施されているか。
- (5) 事業報告書の提出は適切になされているか。
- (6) 使途結果の告知が適切に行われているか。

第2 監査の結果

当該事業は、別海町では平成20年度に始まり、事業開始当時の寄附額は40万円程度であったが、監査時点における令和5年度の寄附額は130億円を超えている。このことは、別海町の知名度を上げる取組みの成果であり、町の財源確保に寄与したことは評価できるものである。

また、他自治体においても、事業を進めるにあたり課題とされている、令和5年10月から適用を求められた総務省の「募集の適正な実施に係る基準」、いわゆる経費率50%ルールの遵守に関しては、返礼品1個あたりの経費率を細かく算出し管理するなど、法令順守に対する努力が認められる。

ただし、今般実施した行政監査において、次の点が改善すべき点として確認された。

(1) 契約の方法について

公契約の基本は、原則競争入札によるものとされているが、当該事業における別海町と仲介サイト事業者等をはじめとする各種契約は、特命随意契約によるものが主となっている。契約の性質上、特命随意契約が生じることは理解できるが、契約の透明性を確保する観点から、可能な限り競争入札の実施に努め、やむを得ず随意契約による場合には、合理的な理由を明確にして事務を進められたい。

(2) 自動更新契約について

仲介サイトとの契約には、自動更新契約の条項が設けられているが、自動更新契約は、地方自治法第232条の3の規定には則しておらず、財務会計規則等で長期継続契約として扱える案件を規定し、自動更新契約から長期継続契約へ契約の方法を移行させてきた経緯がある。地方自治法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は法令または予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。」とされており、自動更新契約はこれに反するとされている。

これまで当該事業において締結してきた契約書様式の多くは、契約の相手方が汎用しているものではあるが、地方自治法上自動更新契約は認められていないことについて相手方に理解を求め、契約内容を改められたい。